

令和5年度副食用物資支援事業実施要項

公益財団法人長崎県学校給食会

- 1 趣 旨 本事業は平成21年4月から実施をしており、公益目的事業の一つである食育の指導に関する支援の一環として、長崎県内の学校等において食育推進のために行われる調理講習会・研修会及び親子料理教室、学校給食に係る教職員の校内研修に対し、副食用物資の支援を行います。
- 2 事業期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 3 申請対象
 - (1) 給食センター等の調理員対象の調理講習会及び研修会
 - (2) 給食センター等の栄養教諭及び学校栄養職員対象の調理講習会及び研修会
 - (3) 校内及び地域での食育に関する親子料理教室
 - (4) 食育の指導に関する教職員の校内研修
- 4 申請条件
 - (1) 申請期限は2月末日までとする。
 - (2) 支援物資は当給食会に在庫があるものに限る。(申請時)
 - (3) 申請書には当日使用する資料(開催要項、レシピ等)を添付すること。
 - (4) 申請の上限額は20,000円(税抜)までとする。
 - (5) 決定した支援物資は当給食会の配送計画に基づいて届ける。
夏季休業期間中など配送業務がない場合は、原則として支援物資の配送を行わない。
 - (6) FAXやE-mailでの申請は、原則不可とする。
- 5 副食用物資受け取りまでの流れ
 - (1) 副食用物資支援申請書【様式1】の申請者に校長・センター長等を記入・押印し、資料(開催要項、レシピ等)と併せて担当市町教育委員会へ提出する。
 - (2) 担当市町教育委員会で確認後、押印し当給食会へ申請書一式を送付する。(処理がある為、配送の1週間前までには申請書が当給食会届くようにする。)

(3) 申請書の内容を当給食会で精査し、予算の範囲内で決定後、別途通知する。

(4) 当給食会配送計画に基づいて支援物資を届ける。

- 6 その他
- (1) 当給食会の取り扱い物資は1規格が大きいため（業務用）、少量の物資については「食育のための補助事業」を利用すること。
 - (2) 申請は担当市町教育委員会を通し確認を受けること。なお、該当の市町教育委員会が無い場合（私立等）は当給食会へ直接申請すること。
 - (3) 申請を取り消す場合は、申請取消書【様式2】を提出すること。
 - (4) 当給食会の普及充実事業の一つである、食育のための補助事業との併用も可。
 - (5) 実施後、アンケートを返送すること。
 - (6) 当給食会広報誌「給食だより」への寄稿を依頼することがある。

7 送付先 〒859-0403
長崎県諫早市多良見町市布1708-4
公益財団法人長崎県学校給食会

8 問い合わせ 業務課（担当：南口）
電話：0957-43-1321
FAX：0957-43-4618
E-mail：minamiguchi@nagasaki-kenkyu.or.jp